三 産 農 第 82-10 号 令 和 6 年 8 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三島市長 豊岡武士

市町村名		三島市
(市町村コード)		(22206)
地域名		谷田(沖田)地区
(地域内農業集落名)		(谷田)
₩ 詳のは田 <i>た</i> 取け		令和4年3月7日
協議の結果を取り	まとめた平月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、三島市南東部の平地であり、市街地に囲まれた農地である。用水路が整備された農地で水稲及び 施設園芸で果樹の栽培が行われている。

耕作条件の比較的良い農地が多く担い手へ集積が進んでいる。

【地域の基礎的データ】

農業者:75名(うち農業を担う者:12名(うち認定農業者:7名))

面積:20.5ha(うち、田19.3ha 畑1.2ha) 主な作物:水稲、果樹、イチゴ、トマト

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲の担い手及び施設園芸(果樹)の担い手へ農地の集積・集約化を進める。

# 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

•	V - 2 M - 1 M - 2				
	区域内の農用地等面積		20.5 ha		
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.5 ha		
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地において農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	経営主が離農する際には、農業を担う者に引き受けてもらうことで農地の集約化を図る。
	(の) 豊地市関係理機構の活用士科
	(2)農地中間管理機構の活用方針 将来の集約化を目指し、農地の貸し借りは農地中間管理機構を通じ行うものとする。
	付未の未利化を目指し、辰地の負し旧りは長地中间官理候構を通し1 プものとする。 
	(3)基盤整備事業への取組方針
	耕地の区画形状、用排水路などは営農するにあたり十分な水準である。地元のニーズを踏まえつつ、必要に応じ
	て施設の整備等を検討する。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や各種補助事業を活用して既存農家や集落営農の経営 カ向上を目指す。
	プロエを日相り。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	(5) 辰来協向組占寺の辰来又援り一に入事来有寺への辰祚来安託の治用方面  活用できるものがあるかどうか引き続き検討する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 ☑ ⑩その他
	三    ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※   ※
	②地域ブランドの向上や販路拡大のため、水稲の有機栽培の可能性を検討する。
	③ドローンによる農薬散布や、除草ロボットの導入の可能性を探る。
	⑩他市への転出や、未相続などにより所有者不明農地が発生しないよう、優良農地の見回りを継続的に行う。